日付:令和5年12月18日

〇小田原市グループホーム等利用者助成金の支給に関する要綱

平成19年4月1日

改正

平成20年7月1日 平成23年9月30日 平成24年4月1日 平成25年3月31日 平成30年3月31日要綱第25号 平成31年3月6日要綱第16号 令和元年9月18日要綱第79号 令和2年10月1日要綱第137号 令和3年4月1日要綱第187号

小田原市グループホーム等利用者助成金の支給に関する要綱

目次

第1章 趣旨(第1条)

第2章 地域移行者分(第2条~第12条)

第3章 通常利用者分(第13条~第22条)

第4章 その他 (第23条)

附則

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の円滑な地域生活への移行を支援することを目的とし、施設等に入所している者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活援助を提供する住居(以下「グループホーム等」という。)に生活の場を移行した場合の、グループホーム等の利用に係る家賃の一部について助成金を支給することに関し必要な事項を定める。

第2章 地域移行者分

(目的)

- 第2条 障害者の円滑な地域生活への移行を支援することを目的とし、施設等に入所している者が、 グループホーム等に生活の場を移行した場合の、その利用に係る家賃の一部について支給する。 (助成対象者)
- 第3条 助成対象者は、次に掲げる施設に入所又は医療機関に入院をしていた者で、当該施設を退所 し又は当該医療機関を退院し、本市から法に基づく共同生活援助に係る自立支援給付費の支給決定 を受け、グループホーム等で生活を開始する者(生活保護受給者を除く。)とする。
 - (1) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - (2) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (4) 精神科医療機関

(助成対象期間)

- 第4条 助成対象期間は、施設を退所し又は医療機関を退院し、グループホーム等で生活を開始した 日(以下、この章において「入居日」という。)の属する月の翌月から起算し3年間とする。ただ し、入居日が月の初日に当たる場合は、入居日の属する月から起算する。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象期間内において、助成対象者がグループホーム等での生活を取りやめた場合は、助成対象期間は、当該グループホーム等での生活を取りやめた日の属する月までとする。

(助成金の月額)

第5条 助成金の月額は、3万円又はグループホーム等の利用に係る1か月当たりの家賃(敷金及び 礼金を除く。以下「家賃月額」という。)から法第34条第1項の規定により支給される特定障害者 特別給付費を控除した額の2分の1の額のいずれか少ない方の額とする。

(支給申請)

(支給決定)

第6条 助成金の支給を受けようとする者(以下、この章において「申請者」という。)は、小田原市グループホーム等利用者助成金支給申請書(様式第1号)にグループホーム等利用証明書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、 小田原市グループホーム等利用者助成金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により申請者に 通知するものとする。

(助成方法等)

- 第8条 助成金の支給は、支給決定を受けた者(以下、この章において「支給決定者」という。)から助成金を代理して受領することの委任を受けた支給決定者が利用するグループホーム等を運営する事業所(以下、この章において「代理受領者」という。)に、支給決定者に支給すべき助成額を限度として、支給決定者に代わり受領させる方法によるものとする。
- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し助成金の支給があったものとみなす。
- 3 前2項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、支給決定者に対し助成金の支給を行うものとする。

(助成金の請求等)

- 第9条 代理受領者(前条第3項の場合においては、支給決定者)は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日までに市長に助成金の請求を行うものとする。ただし、市長が特別の理由があ ると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 4月から6月までに係る分 6月10日
 - (2) 7月から9月までに係る分 9月10日
 - (3) 10月から12月までに係る分 12月10日
 - (4) 1月から3月までに係る分 3月10日
- 2 市長は、前項の請求があった場合には、速やかに助成金の支給手続を行うものとする。 (助成額の変更)
- 第10条 支給決定者は、助成金の支給決定期間中に家賃月額に変更があった場合(グループホームでの生活を取りやめることに伴い家賃月額が日割計算される場合を含む。)は、小田原市グループホーム等利用者助成金変更届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給決定内容を変更し、 小田原市グループホーム等利用者助成金支給決定変更通知書(様式第5号)により支給決定者に通 知するものとする。

(支給決定の取消し等)

- 第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給決定を受け、又は、助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の支給決定を取り消し、又は、既に支給した助成金を返還させるものとする。
- 2 市長は、前項の取消しをした場合は、小田原市グループホーム等利用者助成金支給決定取消通知 書 (様式第6号)により、支給決定者に通知するものとする。

(代理受領者の書類提出)

第12条 代理受領者は、市長が障害者地域生活サポート事業実施要綱(平成19年4月1日神奈川県制定)第5条第1項の事業実施届、同要綱第6条第1項の事業変更(中止・廃止)届及び同要綱第7条第1項の事業実施状況届の提出を求めた場合には、これを提出しなければならない。

第3章 通常利用者分

(目的)

第13条 障害者の経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的とし、グループホーム等に入所した者に対し、その利用に係る家賃の一部について支給する。

(助成対象者)

- 第14条 助成対象者は、本市から法に基づく共同生活援助に係る自立支援給付費の支給決定を受け、 グループホーム等で生活をする者とする。ただし、次の各号の規定に該当する者は除く。
 - (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に基づく扶助を受けている者
 - (2) 小田原市グループホーム等利用者助成金の支給に関する要綱(平成19年4月1日)地域移行 者分の支給を受けている者

(助成対象期間)

第15条 助成対象期間は、グループホーム等で生活を開始した日(以下、この章において<u>「入居日」</u> <u>という。)の属する月の翌月</u>から助成すべき事由の消滅した日の属する月までとする。ただし、入 居日が月の初日に当たる場合は、入居日の属する月から起算する。

(助成金の月額)

第16条 助成金の月額は、1万円又は家賃月額から法第34条第1項の規定により支給される特定障害 者特別給付費を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

(支給申請)

第17条 助成金の支給を受けようとする者(以下、この章において「申請者」という。)は、小田原市グループホーム等利用者助成金支給申請書(様式第1号)にグループホーム等利用証明書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給決定)

第18条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、 小田原市グループホーム等利用者助成金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により申請者に 通知するものとする。

(助成方法等)

- 第19条 助成金の支給は、支給決定を受けた者(以下、この章において「支給決定者」という。)から助成金を代理して受領することの委任を受けた支給決定者が利用するグループホーム等を運営する事業所(以下、この章において「代理受領者」という。)に、支給決定者に支給すべき助成額を限度として、支給決定者に代わり受領させる方法によるものとする。
- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し助成金の支給があったものとみなす。
- 3 前2項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、支給決定者に対し助成金の支給を行うものとする。

(助成金の請求等)

- 第20条 代理受領者(前条第3項の場合においては、支給決定者)は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日までに市長に助成金の請求を行うものとする。ただし、市長が特別の理由があ ると認める場合は、この限りではない。
 - (1) 4月から6月までに係る分 6月10日
 - (2) 7月から9月までに係る分 9月10日
 - (3) 10月から12月までに係る分 12月10日
 - (4) 1月から3月までに係る分 3月10日
- 2 市長は、前項の請求があった場合には、速やかに助成金の支給手続を行うものとする。 (助成類の変更)
- 第21条 支給決定者は、助成金の支給決定期間中に家賃月額に変更があった場合(グループホームでの生活を取りやめることに伴い家賃月額が日割計算される場合を含む。)は、小田原市グループホーム等利用者助成金変更届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給決定内容を変更し、 小田原市グループホーム等利用者助成金支給決定変更通知書(様式第5号)により支給決定者に通 知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第22条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給決定を受け、又は、助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の支給決定を取り消し、又は、既に支給した助成金を返還させるものとする。

2 市長は、前項の取消しをした場合は、小田原市グループホーム等利用者助成金支給決定取消通知 書(様式第6号)により、支給決定者に通知するものとする。

第4章 その他

(その他)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第6条の規定により支給決定を受けている者に対する助成金の額は、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月31日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日要綱第25号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日要綱第16号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月18日要綱第79号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月1日要綱第137号)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第187号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市グループホーム等利用者助成金支給申請書

年 月 日

(申請先) 小田原市長

(申請者) 住所 氏名 対象者との続柄 連絡先

小田原市グループホーム等利用者助成金(地域移行者分・通常利用者分)の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(フリカッナ) 対 象 者 氏 名				生年月日	年	月 日
対 象 者 住 所						
手 帳 番 号 等	手帳番号	ĝ	第号	障害種別		
	障害の程度			交付年月日	年	月 日
入居前の居所		居宅・	障害者施	設等 (長期入	院を含む)	
障害者施設等の場合 (地域移行者分のみ)	名 称			所 在 地		
15° 1 -	名 称			所 在 地		
グループホーム等	入居年月日	年	月 日	連絡 先	:	
助成申請額(月額)				円		

(添付書類)

- ・ グループホーム等利用証明書(様式第2号)
- ・ 代理受領に関する委任状

様式第2号(第6条、第10条、第17条、第21条関係) 様式第2号(第6条、第10条、第17条、第21条関係)

グループホーム等利用証明書

次の者は、当グループホーム等の利用者であることを証明します。

(フリカ°ナ) 利 用 者 氏 名		障害福祉サー	ビス受給者証番号
退所した施設等について (地域移行者分のみ)	名 称	所 在 地	
入居するグループ	名 称	入居年月日	年 月 日
ホーム等について	所 在 地	連絡先	
家賃(月額)		円	
備考			

(注) 家賃には、敷金・礼金を含みません。

年 月 日

(事業所) 所在地

法人及び

事業所名

代表者の職

氏名

連絡先

様式第3号(第7条、第18条関係) **様式第3号**(第7条、第18条関係)

小田原市グループホーム等利用者助成金支給(不支給)決定通知書

 番
 号

 年
 月

 日

樣

小田原市長

€

年 月 日付けで申請のあった小田原グループホーム等利用者助成金について、次のとおり支給(不支給)決定したので通知します。

- 1 助成区分 地域移行者分・通常利用者分
- 2 支給決定金額(月額) 円
- 3 支給決定期間 年 月分から 年 月分まで
- 4 支給額が申請と異なる場合の理由又は不支給の場合の理由

偽りその他不正の手段により助成金の支給決定を受け、又は、助成金の支給を受けた場合は、助成金の支給決定を取り消し、又は、既に支給した助成金を返還していただくことがあります。

小田原市グループホーム等利用者助成金変更届出書

年 月 日

(届出先) 小田原市長

(支給決定者) 住所 氏名 対象者との続柄 連絡先

次のとおり家賃月額に変更がありましたので届けます。

変	更	後	家	賃	月	額	額
変	更	前	家	賃	月	額	額
変		更		年		月	月
	備	ı		考			

(添付書類)

・ グループホーム等利用証明書(様式第2号)

小田原市グループホーム等利用者助成金支給決定変更通知書

番		뮺
年	月	日

様

小田原市長 ⑩

年 月 日付けで支給決定した小田原グループホーム等利用者助成金について、次のとおり支給額を変更決定したので通知します。

変更後支給》	央 定 額 額)	
変更前支給?	央 定 額 額)	
変 更 年	三月	
備	<u>*</u>	

小田原市グループホーム等利用者助成金支給決定取消通知書

番 号年 月 日

樣

小田原市長

€

年 月 日付け 第 号で支給決定した小田原市グループホーム等利用者 助成金支給決定については、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 助成区分 地域移行者分・通常利用者分
- 2 支給取消し金額(月額) 円
- 3 支給取消し期間 年 月分から 年 月分まで
- 4 支給決定を取り消した理由